

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	24101014450000	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	都道府県 所掌 管轄	基幹番号	枝番号	被一括事業場番号	
法人番号	010001146923				

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間		
労働者派遣業		エムシーパートナーズ株式会社 三重オフィス		(〒510-0853) 三重県四日市市川合町5番 (電話番号: 059 - 346 - 1005)				2024年4月1日から1年間		
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
					1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数
① 下記②に該当しない労働者	<input type="checkbox"/> 社内・社外関係事務処理の集中 <input type="checkbox"/> 予算、決算業務 <input type="checkbox"/> 従業員に休務等不測の欠員が生じたとき	事務関係業務	51	7時間45分	8時間	8時間15分	45時間		360時間	
	<input type="checkbox"/> 製造設備の定期修理、故障修理、不具合改善 <input type="checkbox"/> 原料、資材の入手不規則、不円滑等の対応 <input type="checkbox"/> 従業員に休務等不測の欠員が生じたとき	現業関係業務	108	7時間45分	8時間	8時間15分	45時間		360時間	
	<input type="checkbox"/> 実験・分析・測定等が時間内に終了せず途中で跳弾できないとき <input type="checkbox"/> 顧客、現場等の要請により期間が限られた対応 <input type="checkbox"/> 従業員に休務等不測の欠員が生じたとき	試験・分析・研究関係業務	57	7時間45分	8時間	8時間15分	45時間		360時間	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
	決算事務、精算事務、生産管理等、不時の執務作業に備えるため		事務関係業務	51	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日		その月の土曜日の日数		原則 8:30-17:15	
	機械設備等の緊急の修繕、定修時等の業務、コンピュータ処理業務等の不時の作業に備えるため		現業関係業務	108	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日		その月の土曜日の日数		原則 8:30-17:15	
	予測できなかった実験状況の変化に伴う実験時間の延長、及び他部門との連携上早期にとりまとめが必要なデータ整理、文献調査等業務のため		試験・分析・研究関係業務	57	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日		その月の土曜日の日数		原則 8:30-17:15	
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(チェックボックスに要チェック)</p>										

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)		2024年4月1日	
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)				法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		限度時間を 超えた労働に係る 割増賃金率
予算・決算関連業務、原材料及び製品バランスへ影響のある突発トラブルへの対応、業務期限の迫った重要な社外対応（顧客、行政機関等）その他臨時に対応が必要となる業務	事務関係業務	51	15時間		6回	99時間55分	25%(*)	720時間		25%(*)	
機械装置の突発的故障修理への対応業務、原材料及び製品バランスへ影響のある突発トラブルへの対応業、事故・災害への対応、プロジェクト業務におけるピーク時対応、その他臨時に対応が必要となる業務	現業関係業務	108	15時間		6回	99時間55分	25%(*)	720時間		25%(*)	
期限の迫った重要な社外対応（顧客、行政機関等）その他臨時に対応が必要となる業務	試験・分析・研究関係業務	57	15時間		6回	99時間55分	25%(*)	720時間		25%(*)	
(*) 但し、延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%、60時間を超える場合には割増賃金率は50%（法定・法定外ともに休日労働は35%）											
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表に対する事前申し入れ（協議）									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ① ⑤ ⑨	(具体的内容) ①対象労働者への医師（産業医）による面接指導の実施 ⑤対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じ健康診断を実施 ⑨産業医等による助言・指導を受け又は労働者に産業医等による保健指導の実施								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2024年3月19日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 三重オフィス
氏名 上田 美由紀



協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

(チェックボックスに要チェック)

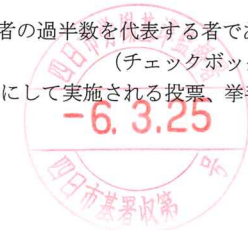
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2024年3月19日

使用者 職名 三重オフィス
氏名 船附 夏来



四日市 労働基準監督署長殿




様式第3号の2(第12条の2の2関係)

1 箇月単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
労働者派遣事業	エムシーパートナーズ株式会社 三重オフィス	四日市市川合町5(059-346-1005)		216人
業務の種類	該当労働者数 (満18歳未満の者)	変形期間 (起算日)	変形期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	協定の有効期間
製品の包装・運搬等	10人	1カ月 (毎月1日)	勤務カレンダー通り	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	7時間 5分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	49時間 35分 (時間 分)	

協定の成立年月日 2024年 3月 19日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 三重オフィス
氏名 上田 美由紀 


協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

2024年 3月 19日

使用者 職名 三重オフィス
氏名 船附 夏来 

四日市 労働基準監督署長殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「変形期間」の欄には、当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。



2024 4班3交替 勤務カレンダー—長浜・浅井

三菱ケミカル株式会社
中日本事業所

DAY	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1月	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休
A	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休
B	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休
C	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休
D	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休

※ は常屋勤務者公休日
 ※ は常屋勤務者計画年休
 ※ は連休
 ※ 勤務表の休日の他、B班は1日、C班は1日の個人別調整休を取得する。

1日の所定労働時間は7時間5分です。

-6.3.25
 三菱ケミカル株式会社